

2年生保護者 各位

千葉経済大学附属高等学校
事務室 会計課

令和7年度 就学支援金(授業料減免)の申請について (お知らせ)

平素より本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて標記の件につきまして、令和7年度の高等学校就学支援金(授業料減免)の受給資格認定申請を下記のとおり受付します。例年より申請の期間が短くなっておりますのでご注意ください。

1. 手続きについて

昨年度の就学支援金(授業料減免)の受給状況により申請手順が異なりますので、裏面の『申請手続きフローチャート』をご確認していただき期日までにお手続きをお願いします。

昨年度、就学支援金(授業料減免)を受給し、課税地または保護者情報(家族構成)に変更が無い方はe-Shienでの手続きは不要ですが今年は千葉県からの指示により希望者全員(継続希望者含む)『情報連携依頼書』の提出が必要となります。(詳細は裏面を確認してください) 所得審査は入学時に提出されたマイナンバーを使用して審査されます。

今回の申請は所得制限が撤廃されますので前回の申請で『所得超過で不認定』となった方もしくは『申請の意向無し』とした方で今回申請を希望される方は裏面のフローチャートをご確認ください。

2. 就学支援金(授業料減免)の支給基準と判定基準額の計算式

対象世帯区分		支給額(月額)	
世帯年収の目安	判定基準額の合計 (保護者(親権者)全員分)		
約 640 万円未満	175,500 円未満	支給額	33,000 円
約 640 万円～約 750 万円未満	175,500 円以上 227,100 円未満	支給額	注 1) 21,300 円
約 750 万円～約 910 万円未満	227,100 円以上 304,200 円未満	支給額	9,900 円
約 910 万円以上	304,200 円以上	支給額	注 2) 9,900 円

※年収の目安は、両親と子供2人の4人家族世帯の概ねの金額です。

※海外赴任等により所得が確認出来ない場合、基準額9,900円の支給となり加算はありません

※生活保護受給中の方は生活保護受給証明書を裏面の提出期限までに会計課に提出して下さい。

注 1) 令和7年度は21,300円となりました。

注 2) 令和7年度は世帯年収910万円以上の世帯に高校生等臨時支援金として支給されます。

判定基準計算式…市区町村民税の課税標準額×6%－市区町村民税の調整控除額(100円未満切捨て)

(政令指定都市の場合は「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。)

課税標準額は課税証明書、住民税納税通知書、特別徴収額の決定通知書等で確認する事が出来ます。

☆早生まれの生徒について

扶養控除の適用が同学年の生徒よりも1年遅くなる為、(平成21年1月2日から4月1日生まれの子が該当)は、課税標準額から33万円を控除した金額を用いて判定基準額を算出します。

3. 決定時期と返金について

7月分以降の就学支援金(授業料減免)につきましては10月以降に審査結果が出て、年間の支給額が決定する予定です。10月上旬に学校から返金に関する通知を自宅へ郵送または教室で配布いたします。

また予定通り審査が終了し、4月分から9月分までに未納分の学費が無く、申請内容に不備が無い方につきましては10月分の学費から、就学支援金(授業料減免)分を減額した金額に変更する予定です。

今年度は就学支援金のご案内が遅れた為、10月の学費の引落日は10月27日(1回目)、10月30日(2回目)に変更いたします。授業料が全額減免になった場合は10月以降の引落しはありません。

4. 申請に関するお問い合わせ先

クラス担任の先生は就学支援金についてご案内できませんので、ご不明な点がございましたら事務室会計課までお問い合わせ下さい。

事務室会計課 Tel.043-251-7221(平日 8:30～16:40)

【裏面に続く】

申請手続きフローチャート

昨年度、就学支援金（授業料減免）を受給していましたか？

受給していた

（昨年 10 月以降の学費の引落しが無くなった方または学費が一部減額された方）

昨年の申請時(令和 6 年 7 月)から下記の①と②のどちらかに該当しますか？

①転居等により 2024 年(令和 6 年)1 月 1 日と 2025 年(令和 7 年)1 月 1 日の時点で住民票(課税地)の市区町村が異なる方。

(例：千葉市から船橋市、千葉市から海外等)

同じ市町村内での転居は除きます

②結婚離婚死別等で保護者情報の変更された方。

該当する

事務室会計課の窓口で『**受給資格認定申請書**』を受け取り、必要事項を記入の上、**9 月 26 日(金)**までに事務室会計課に提出してください。次へ進んでください。

該当しない

学校で更新の手続きをします。次へ進んでください。

受給していない、または意向無しで申請した
(昨年 10 月以降の学費の引落日額に変更がなかった方)

今回、申請を希望しますか？
(今回の申請は所得制限がありません)

申請する

e-Shien の『ログイン ID 通知書』の ID とパスワードを使用して e-Shien にログインし、意向登録、受給資格認定申請(マイナンバーの登録)をして、次へ進んでください。

(注)保護者のマイナンバーの登録画面では『**個人番号を入力する**』を選択し、**マイナンバーカードの読み取りはしないでください。間違えてカードの読み取りをしてしまった場合は事務室会計課までご連絡ください。**

申請しない

e-Shien の『ログイン ID 通知書』の ID とパスワードを使用して e-Shien にログインして『意向無し』の登録をお願いします。

【申請希望者全員(継続希望者含む)】この案内と一緒にお配りした『**情報連携依頼書**』に必要事項を記入の上、**10 月 1 日(水)**までに事務室会計課までご提出してください。申請を希望されない方は提出不要です。学校への提出は生徒で構いません。(郵送可)

・ e-Shien ログインページは下記の URL か右の QR コードからアクセスして下さい。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

・ e-Shien のログイン画面はセキュリティの関係上、検索エンジンで検索出来ません。

・ e-Shien マニュアル、情報連携依頼書、受給資格認定申請書は本校ホームページの『保護者の方へ』のページ→『就学支援金（授業料減免）』のページにもあります。



e-Shien の申請手続き期限 **令和 7 年 9 月 29 日(月)まで**

情報連携依頼書の提出期限 **令和 7 年 10 月 1 日(水)まで【提出先:事務室会計課(郵送可)】**

※期限が異なりますのでご注意ください。期限までに申請、提出することが難しい場合は事務室会計課までご相談ください。

☆保護者情報に変更された方

年度の途中でも家族構成の変更や保護者の税額の更正等、保護者情報の変更が生じた方は会計課まで早急にご連絡ください。支給額が増額する場合、申請翌月からの適用となり遡る事は出来ませんのでご注意ください。

また税額が更正されたり、結婚等で審査対象の保護者が増えたりするなど支給額が減額となる場合は遡り返金となりますのでご注意ください。

☆家計が急変された方

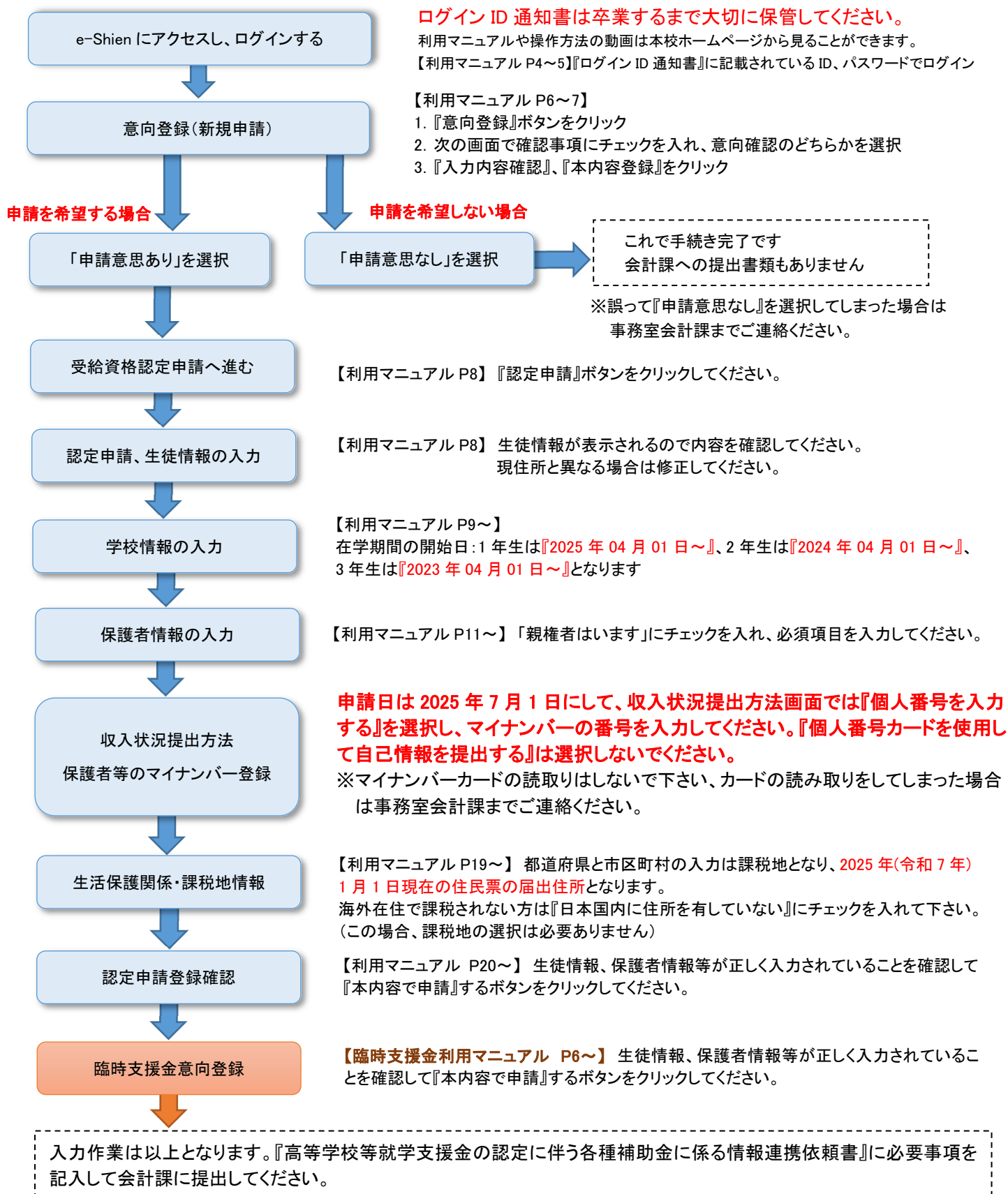
今回の審査は令和 6 年の所得をもとにしております。今回の審査結果が『10 月以降の学費が一部減免』となった方で家計急変された方は本校ホームページの『保護者の方へ』のページから『就学支援金（授業料減免）』→『就学支援金家計急変制度のお知らせ』をご確認の上、会計課までご連絡ください。

e-Shien の手続きについて 受給資格認定申請の流れ(7月～3月分の申請)

前回の申請で『所得超過で不認定』もしくは『申請の意向無し』とした方が対象となります。

【e-Shien 申請者向け利用マニュアル】②新規申請編 P4～P21 までの作業をお願いします。

※e-Shien には本校ホームページからアクセスできます。



e-Shien 登録期限 **令和 7 年 9 月 29 日(月)** 連携依頼書提出期限 **令和 7 年 10 月 1 日(水)**

【問い合わせ先】事務室会計課 043-251-7221(代)

※事務室の開室時間・電話受付時間は平日 8:30 から 16:40 までとなります

e-Shien 新規申請 (全学年共通)